

平成23年1月21日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第6214号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年12月20日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同上

同上

浅 野 了 一

馬 場 陽

吉 浦 勝 正

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

アイフル株式会社

福 田 吉 孝

末 藤 秀 幸

主 文

- 1 被告は、原告に対し、154万4758円及び内152万6342円に対する平成17年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、被告から継続的に金員を借り受けて弁済をしていた原告が、被告に対し、利息制限法所定の制限を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が発生するとして、不当利得に基づき過払元金及び民法704条前段所

定の遅延利息の支払を求めたものである。

1 前提事実（掲記の証拠により認める。）

- (1) 被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 原告は、被告との間で、別紙計算書の「年月日」欄記載の年月日において、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利率で同書の「借入金額」欄記載の金額を借り入れ、同書の「弁済額」欄記載の金額を弁済した（甲1）。

2 争点

(1) 民法704条前段適用の有無等

ア 原告の主張

貸金業者が利息制限法所定の制限超過部分を債務の弁済として受領したが、貸金業法43条1項の適用が認められない場合は、貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条所定の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成17年受第1970号平成19年7月13日第二小法廷判決（以下「平成19年判決」という。）ほか参照。）。

原告と被告との本件取引において、貸金業法43条1項の適用はなく、上記特段の事情も存在しない以上、被告は、民法704条所定の悪意の受益者として過払元金発生の時点から年5分の遅延利息の支払義務を負う。

イ 被告の主張

被告においては、以下のとおり、原告との取引につき、貸金業法43条1項の適用が認められないとしても、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるというべきであるから、悪意の受益者の推定を免れるというべきであり、被告を悪意の受益者ということはできない。なお、仮に、被

告が悪意の受益者となるとしても、利息の起算日は取引終了の翌日になるというべきである。

(ア) 業務態勢等

被告は、昭和58年11月1日より施行された貸金業法17条1項及び18条1項に規定する書面を交付する十分な態勢を常に整備し、同法の施行から現在に至るまで、各消費者に対し、各取引毎に、かかる書面の交付を行っており、被告は過去より17条1項及び18条1項書面の交付する態勢を十分に有している。また、被告は17条1項及び18条1項の不備で行政処分は受けていない。

(イ) 裁判例等

貸金業法制定当時は、みなし弁済の成立を厳格に解することは全く想定されておらず、立法者が想定していたみなし弁済が成立しない事態とは、極端な場合に限られていた。

その後、裁判所における判断が示されるようになったが、少なくとも最高裁判所平成16年(受)第1518号平成18年1月13日第二小法廷判決（以下「平成18年判決」という。）の指向する厳格説が浸透するまでは、みなし弁済の成立要件を、法の趣旨に鑑み、弾力的に運用する緩和説も有力であり、法定要件の不備又は欠陥によって債務者が不利益を被るか否かを実質的に判断した上、返済回数及び返済期限の記載を欠く場合であっても、みなし弁済の成立に問題はないとする裁判例ないし学説も相当数存在した。

(ウ) 17条書面

- a 被告は、原告との取引において、基本契約締結時及び個別貸付時に17条書面を交付した。
- b 被告においては、少なくとも昭和63年11月1日から、種々の要請に応じて合計30回以上に渡って基本契約書を改訂している。ATM明

細書についても同様である。

17条書面の適合性について、疑義があるのはごく一部であり、上記のとおり、当時における17条書面等の記載事項を厳格に解釈してみなし弁済の成立を否定するような事態は想定されていなかった。

(エ) 18条書面

a 被告は、原告との取引において、ATM等での支払がある度に18条書面を交付した。

b 18条書面については、法的記載要件に欠くところがない。

(2) 仮に、被告に民法703条が適用される場合の被告の返還義務の範囲（抗弁）

ア 被告の主張

被告は、善意の受益者として民法703条の適用を受けることになるが、原告からの過払金の取得と被告による法人税の納付には密接不可分の関係があり、法人税の納付により過払元金の45パーセントは残存していないなどとして、その返還義務たる現存利益は、過払元金の55パーセントに留まるというべきである。

イ 原告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

- (1) 金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるのとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに

充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（平成19年判決参照）。

- (2) 証拠（乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、原告との本件取引は、いわゆるリボルビング方式であることが認められるから、個々の貸付についての「返済期間及び返済回数」や各回の「返済金額」（以下、「返済期間及び返済回数」と各回の「返済金額」を併せて「返済期間、返済金額等」という。）は定められないし、残元利金についての返済期間、返済金額等は、今後、追加借入れをするかどうか、返済期日に幾ら返済するかによって変動することになり、被告が、個々の貸付の際に、当該貸付やその時点での残元利金について、確定的な返済期間、返済金額等を17条書面に記載して原告に交付することは困難であったといわざるを得ない。しかし、そうであるからといって、被告が、返済期間、返済金額等を17条書面に記載すべき義務を免れるものではなく、個々の貸付の時点での残元利金について、最低返済額及び経過利息を毎月の返済期日に返済する場合の返済期間、返済金額等を17条書面に記載することは可能であるから、被告は、これを確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずるものとして、17条書面として交付する書面に記載すべき義務があったといえるべきである（最高裁平成17年受第560号同17年12月15日第一小法廷判決・民集第59巻10号2899頁。以下「平成17年判決」という。）。

しかるに、少なくとも平成14年より前にされた貸付において被告が使用していた基本契約書や個別貸付時に交付する書面にこのような記載があることを

認めるに足りる証拠はないから、それらは17条書面としての要件を満たしていたとは認められず、貸金業法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである。

ところで、17条書面の記載要件は、法令の明文の規定の解釈問題であり、本来、貸金業者は、その正しい解釈に基づいて行動すべきものであるから、現在からみれば誤った解釈に基づいて行動していた場合に、それをやむを得ないとするには、少なくとも、被告の主張と一致する解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することができなかったというような事情が必要と解すべきである。しかしながら、平成14年までの貸付の期間中において、被告の主張に一致する解釈が通説とされていて、これと異なる解釈をすることを期待することができなかったというような事情が存在したことを認めるに足りる証拠はなく、平成17年判決が顕れる以前において上記の点について判断した下級審の裁判例の解釈が分かれていたことは当裁判所に顕著である。

そうすると、仮に、被告が、基本契約書及び本件取引におけるすべての貸付に関する個別貸付書面を原告に対して交付していたとしても、被告が、本件取引について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。

- (3) 以上のとおりであるから、17条書面及び18条書面の交付の有無、18条書面の記載要件の充足性、被告の業務態勢等、その余の点を検討するまでもなく、原告との本件取引において貸金業法43条1項の適用を認めることができないことはもとより、被告が、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることもできないから、被告は、民法704条の悪意の受益者にあたるというべきである。

なお、被告は、悪意の受益者であるとしても、利息の起算日は取引の終了日の翌日であると予備的な主張をするも、民法704条は、「悪意の受益者は、

その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。」と定めており、利益が存した段階で利息が発生するという解釈がもつとも素直であり、このことはいわゆる過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超える利息の支払を継続したことにより過払金が発生した場合でも、異なるところはないと解される（最高裁判所平成21年受第1192号同年9月4日第二小法廷判決参照）から、同主張は採用の限りではない。

2 争点(2)について

前記1のとおり、被告は悪意の受益者として民法704条前段の適用を受けることになるから、争点(2)については、その判断の前提を欠く。

3 結論

以上により、原告の取引において、利息制限法所定の利率により引き直し計算を行い元本充当を行うと、別紙計算書「年月日」欄に記載の最終年月日現在において、被告は、原告に対し、別紙計算書の同日における「残元金」欄記載の過払元金及び「過払利息残額」欄記載の同日までに既発生 of 民法704条前段所定の遅延利息の債務を負うことになる。

よって、原告の請求は理由があるので、これらを認容することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言については、これを宣言すべき特段の理由も見出せないなので、却下する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官 松 井 洋

別紙

計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H10.8.13	300,000		0.18				300,000		
2	H10.8.24	150,000		0.18	11	1,627	1,627	450,000	0	0
3	H10.9.6	50,000		0.18	13	2,884	4,511	500,000	0	0
4	H10.9.14		21,800	0.18	8	1,972	0	484,683	0	0
5	H10.10.15		25,000	0.18	31	7,409	0	467,092	0	0
6	H10.11.16		30,000	0.18	32	7,371	0	444,463	0	0
7	H10.12.17		30,000	0.18	31	6,794	0	421,257	0	0
8	H11.1.18		30,000	0.18	32	6,647	0	397,904	0	0
9	H11.2.7		6,807	0.18	20	3,924	0	395,021	0	0
10	H11.2.7	579,000		0.18	0	0	0	974,021	0	0
11	H11.3.10		40,000	0.18	31	14,890	0	948,911	0	0
12	H11.4.12		50,000	0.18	33	15,442	0	914,353	0	0
13	H11.5.5	350,000		0.15	23	10,371	10,371	1,264,353	0	0
14	H11.5.13		50,000	0.15	8	4,156	0	1,228,880	0	0
15	H11.6.5	200,000		0.15	23	11,615	11,615	1,428,880	0	0
16	H11.6.14		50,000	0.15	9	5,284	0	1,395,779	0	0
17	H11.6.14		7,000	0.15	0	0	0	1,388,779	0	0
18	H11.7.12		60,000	0.15	28	15,980	0	1,344,759	0	0
19	H11.8.8	60,000		0.15	27	14,921	14,921	1,404,759	0	0
20	H11.8.12		70,000	0.15	4	2,309	0	1,351,989	0	0
21	H11.8.16	300,000		0.15	4	2,222	2,222	1,651,989	0	0
22	H11.9.5	230,000		0.15	20	13,577	15,799	1,881,989	0	0
23	H11.9.13		80,000	0.15	8	6,187	0	1,823,975	0	0
24	H11.10.8	30,000		0.15	25	18,739	18,739	1,853,975	0	0
25	H11.10.14		80,000	0.15	6	4,571	0	1,797,285	0	0
26	H11.11.7	100,000		0.15	24	17,726	17,726	1,897,285	0	0
27	H11.11.15		80,000	0.15	8	6,237	0	1,841,248	0	0
28	H11.11.16	40,000		0.15	1	756	756	1,881,248	0	0
29	H11.12.16		80,000	0.15	30	23,193	0	1,825,197	0	0
30	H12.1.17		80,000	0.15	32	23,967	0	1,769,164	0	0
31	H12.1.22	80,000		0.15	5	3,625	3,625	1,849,164	0	0
32	H12.2.16		80,000	0.15	25	18,946	0	1,791,735	0	0
33	H12.3.21		85,000	0.15	34	24,966	0	1,731,701	0	0
34	H12.4.19		80,000	0.15	29	20,581	0	1,672,282	0	0
35	H12.5.22		80,000	0.15	33	22,616	0	1,614,898	0	0
36	H12.6.22		80,000	0.15	31	20,517	0	1,555,415	0	0
37	H12.7.24		80,000	0.15	32	20,398	0	1,495,813	0	0
38	H12.8.24		80,000	0.15	31	19,004	0	1,434,817	0	0
39	H12.9.25		80,000	0.15	32	18,817	0	1,373,634	0	0
40	H12.10.26		80,000	0.15	31	17,451	0	1,311,085	0	0
41	H12.11.25		80,000	0.15	30	16,119	0	1,247,204	0	0
42	H12.12.26		80,000	0.15	31	15,845	0	1,183,049	0	0
43	H13.1.26		80,000	0.15	31	15,065	0	1,118,114	0	0
44	H13.2.5	530,000		0.15	10	4,594	4,594	1,648,114	0	0
45	H13.2.26		80,000	0.15	21	14,223	0	1,586,931	0	0
46	H13.3.28		80,000	0.15	30	19,564	0	1,526,495	0	0
47	H13.5.1		82,000	0.15	34	21,329	0	1,465,824	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H13.5.31		80,000	0.15	30	18,071	0	1,403,895	0	0
49	H13.7.2		80,000	0.15	32	18,462	0	1,342,357	0	0
50	H13.8.2		80,000	0.15	31	17,101	0	1,279,458	0	0
51	H13.8.13	12,000		0.15	11	5,783	5,783	1,291,458	0	0
52	H13.8.13		12,000	0.15	0	0	0	1,285,241	0	0
53	H13.8.14	330,000		0.15	1	528	528	1,615,241	0	0
54	H13.8.26	250,000		0.15	12	7,965	8,493	1,865,241	0	0
55	H13.9.14		69,800	0.15	19	14,564	0	1,818,498	0	0
56	H13.9.17	30,000		0.15	3	2,241	2,241	1,848,498	0	0
57	H13.10.15		70,000	0.15	28	21,270	0	1,802,009	0	0
58	H13.11.7	30,000		0.15	23	17,032	17,032	1,832,009	0	0
59	H13.11.16		70,000	0.15	9	6,775	0	1,785,816	0	0
60	H13.11.16	20,000		0.15	0	0	0	1,805,816	0	0
61	H13.12.17		70,000	0.15	31	23,005	0	1,758,821	0	0
62	H14.1.17		80,000	0.15	31	22,406	0	1,701,227	0	0
63	H14.2.18		70,000	0.15	32	22,372	0	1,653,599	0	0
64	H14.3.21		70,000	0.15	31	21,066	0	1,604,665	0	0
65	H14.4.22		70,000	0.15	32	21,102	0	1,555,767	0	0
66	H14.5.24		70,000	0.15	32	20,459	0	1,506,226	0	0
67	H14.6.24		70,000	0.15	31	19,188	0	1,455,414	0	0
68	H14.7.26		70,000	0.15	32	19,139	0	1,404,553	0	0
69	H14.8.26		70,000	0.15	31	17,893	0	1,352,446	0	0
70	H14.9.26		70,000	0.15	31	17,229	0	1,299,675	0	0
71	H14.10.28		70,000	0.15	32	17,091	0	1,246,766	0	0
72	H14.11.28		65,000	0.15	31	15,883	0	1,197,649	0	0
73	H14.12.29		65,000	0.15	31	15,257	0	1,147,906	0	0
74	H15.1.29		65,000	0.15	31	14,624	0	1,097,530	0	0
75	H15.3.3		65,000	0.15	33	14,884	0	1,047,414	0	0
76	H15.4.3		60,000	0.15	31	13,343	0	1,000,757	0	0
77	H15.5.6		65,000	0.15	33	13,571	0	949,328	0	0
78	H15.6.7		62,000	0.15	32	12,484	0	899,812	0	0
79	H15.7.8		60,000	0.15	31	11,463	0	851,275	0	0
80	H15.8.9		60,000	0.15	32	11,194	0	802,469	0	0
81	H15.9.9		60,000	0.15	31	10,223	0	752,692	0	0
82	H15.10.10		60,000	0.15	31	9,589	0	702,281	0	0
83	H15.11.10		60,000	0.15	31	8,946	0	651,227	0	0
84	H15.12.11		60,000	0.15	31	8,296	0	599,523	0	0
85	H16.1.13		58,000	0.15	33	8,121	0	549,644	0	0
86	H16.2.13		60,000	0.15	31	6,983	0	496,627	0	0
87	H16.3.15		60,000	0.15	31	6,309	0	442,936	0	0
88	H16.4.16		60,000	0.15	32	5,808	0	388,744	0	0
89	H16.5.17		50,000	0.15	31	4,938	0	343,682	0	0
90	H16.6.18		54,322	0.15	32	4,507	0	293,867	0	0
91	H16.7.21		54,810	0.15	33	3,974	0	243,031	0	0
92	H16.8.23		54,075	0.15	33	3,286	0	192,242	0	0
93	H16.9.25		53,846	0.15	33	2,599	0	140,995	0	0
94	H16.10.26		52,000	0.15	31	1,791	0	90,786	0	0
95	H16.11.26		51,000	0.15	31	1,153	0	40,939	0	0
96	H16.12.27		51,000	0.15	31	520	0	-9,541	0	0
97	H17.1.27		50,000	0.15	31	0	0	-59,541	-40	-40
98	H17.2.28		51,000	0.15	32	0	0	-110,541	-261	-301
99	H17.2.28	30,000		0.15	0	0	0	-80,842	0	0
100	H17.3.3	50,000		0.15	3	0	0	-30,875	-33	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H17.3.16	30,000		0.15	13	0	0	-929	-54	0
102	H17.3.30		60,000	0.15	14	0	0	-60,929	-1	-1
103	H17.5.2		60,000	0.15	33	0	0	-120,929	-275	-276
104	H17.5.2	50,000		0.15	0	0	0	-71,205	0	0
105	H17.6.1		1,000,000	0.15	30	0	0	-1,071,205	-292	-292
106	H17.6.1		455,137	0.15	0	0	0	-1,526,342	0	-292
107	H17.8.31	903		0.15	91	0	0	-1,526,342	-19,027	-18,416
108				0.15	0	0	0	0	0	0
109				0.15	0	0	0	0	0	0
110				0.15	0	0	0	0	0	0
111				0.15	0	0	0	0	0	0
112				0.15	0	0	0	0	0	0
113				0.15	0	0	0	0	0	0
114				0.15	0	0	0	0	0	0
115				0.15	0	0	0	0	0	0
116				0.15	0	0	0	0	0	0
117				0.15	0	0	0	0	0	0
118				0.15	0	0	0	0	0	0
119				0.15	0	0	0	0	0	0
120				0.15	0	0	0	0	0	0
121				0.15	0	0	0	0	0	0
122				0.15	0	0	0	0	0	0
123				0.15	0	0	0	0	0	0
124				0.15	0	0	0	0	0	0
125				0.15	0	0	0	0	0	0
126				0.15	0	0	0	0	0	0
127				0.15	0	0	0	0	0	0
128				0.15	0	0	0	0	0	0
129				0.15	0	0	0	0	0	0
130				0.15	0	0	0	0	0	0
131				0.15	0	0	0	0	0	0
132				0.15	0	0	0	0	0	0
133				0.15	0	0	0	0	0	0
134				0.15	0	0	0	0	0	0
135				0.15	0	0	0	0	0	0
136				0.15	0	0	0	0	0	0
137				0.15	0	0	0	0	0	0
138				0.15	0	0	0	0	0	0
139				0.15	0	0	0	0	0	0
140				0.15	0	0	0	0	0	0
141				0.15	0	0	0	0	0	0
142				0.15	0	0	0	0	0	0
143				0.15	0	0	0	0	0	0
144				0.15	0	0	0	0	0	0
145				0.15	0	0	0	0	0	0
146				0.15	0	0	0	0	0	0
147				0.15	0	0	0	0	0	0
148				0.15	0	0	0	0	0	0
149				0.15	0	0	0	0	0	0
150				0.15	0	0	0	0	0	0
151				0.15	0	0	0	0	0	0
152				0.15	0	0	0	0	0	0
153				0.15	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

平成23年 1 月 21 日

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 伊 藤 幹 子

